

2025 年 6 月 16 日

各位

会 社 名 中野冷機株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山木 功
(コード番号 6411 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役管理部門長 小野 浩一
電 話 番 号 (T E L 03-3455-1311)

会 社 名 エムキャップ十五号株式会社
代 表 者 名 代表取締役 市原 康隆

**エムキャップ十五号株式会社による
中野冷機株式会社（証券コード：6411）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

エムキャップ十五号株式会社は、本日、中野冷機株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、エムキャップ十五号株式会社（公開買付者）が中野冷機株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 6 月 16 日付「中野冷機株式会社（証券コード：6411）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 エムキャップ十五号株式会社
代 表 者 名 代表取締役 市原 康隆

**中野冷機株式会社（証券コード：6411）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

エムキャップ十五号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している中野冷機株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

中野冷機株式会社

（2）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

2025 年 6 月 17 日（火曜日）から 2025 年 7 月 29 日（火曜日）まで（30 営業日）

（4）買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 7,900 円

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数 3,347,064 株

買付予定数の下限 1,677,200 株

買付予定数の上限 一株

（6）公開買付代理人

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（7）決済の開始日

2025 年 8 月 5 日（火曜日）

2. 本公開買付けの内容

公開買付者は、エムキャップ十四号株式会社（以下「エムキャップ十四号」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しており、本公開買付けを通じて対象者株式を所有することを主たる目的として

2025 年 5 月 16 日に設立された株式会社です。なお、エムキャップ十四号は、株式会社丸の内キャピタル（以下「丸の内キャピタル」といいます。）が無限責任組員として管理・運営する丸の内キャピタル第三号投資事業有限責任組合（以下「丸の内キャピタル 3 号ファンド」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しております。なお、本日現在、丸の内キャピタル、丸の内キャピタル 3 号ファンド、エムキャップ十四号及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

丸の内キャピタルは、独立したファンド運営を行いながら、完全親会社である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）及びそのグループ会社の信用力・機能・ネットワークを活用し、独自の付加価値を提供するユニークなファンド運営会社であり、具体的には、投資ファンドとして有する過去の投資実績、並びに三菱商事の有する事業ネットワーク・業界知見・ノウハウや三菱商事からの出向者を活用しての事業拡大・成長、海外進出等をサポートするケースもあり、ファンドでありながら事業基盤を活用した事業支援が可能となっております。エクイティ投資を通じ、事業成長、事業再編、事業承継等の課題に対し具体的な解決策を提供するとともに、投資先企業の長期的な競争力の強化に取り組んでおります。丸の内キャピタルは、過去に株式会社タカラトミー、株式会社ジョイフル本田、株式会社山本製作所、株式会社成城石井、株式会社エムアイフーズスタイル、株式会社大貴、トライス株式会社、株式会社ビーツ、株式会社サイプレス、株式会社グラニフ、株式会社 TOSEI、株式会社三浦屋、株式会社ミスブライフ、株式会社 KMCT、Sambo Piping(Thailand) Co.,Ltd.、門司メタルプロダクツ株式会社、株式会社 AKOMEYA TOKYO、東亜トレーディング株式会社、日本結晶光学株式会社、株式会社永谷園ホールディングス等への投資実績を有しております。なお、本日現在、三菱商事は、対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（但し、対象者のその他の関係会社であり筆頭株主であるアイング株式会社（以下「アイング」といいます。）が所有する対象者株式（1,662,400 株、所有割合（注）：33.19%）（以下「本不応募合意株式」といいます。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を非公開化し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引の一環として、本公開買付けを実施いたします。

（注）「所有割合」とは、対象者が 2025 年 5 月 9 日付で公表した「2025 年 12 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（5,068,000 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（58,536 株）を控除した株式数（5,009,464 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの内容」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て（但し、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により対象者の株主を公開買付者とアイングのみとするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を行うことを企図しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、現時点では、2025 年 9 月下旬を予定しております。2025 年 6 月 16 日に対象者が公表した「エムキャップ十五号株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及びアイングは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその

効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（但し、公開買付者及びアイングを除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者及びアイングのみが対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（但し、公開買付者及びアイングを除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を満たす場合には、対象者の株主（但し、公開買付者及びアイングを除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができ、かつ裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができます。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（但し、公開買付者及びアイングを除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合であっても、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者及びアイングを除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様（但し、公開買付者及びアイングを除きます。）に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様（但し、公開買付者及びアイングを除きます。）の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

その他、本公開買付けの詳細は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年6月17日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上